

ハラスメントの再発防止について

(1)相談窓口の拡充（実施済）

・ハラスメントの被害申告（苦情を含む）があった場合の相談窓口は、男女複数名の人員体制とするとともに、個別メールアドレスを設定し、広く相談しやすい環境を整え、事案に対処します。また、必要に応じ弁護士等の専門家に助言を求めます。

(2)ハラスメント研修等の実施（実施済）

・専門家によるメンタルヘルス及びアンガーマネジメント研修を計画的に実施するとともに、全職員が年1回、当法人で独自に製作している研修用ビデオを視聴するなど、ハラスメントの防止を図ります。

・職員が不調を感じる前にストレスチェックを行うことにより、自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルスの不調防止を図るとともに、安心・安全な職場環境づくりに努めます。

(3)定期的な状況確認等の実施（新規）

・安全衛生委員会において、ハラスメントに関するアンケート調査などを適宜行い、各事業所のハラスメントの実態について、点検・確認を行います。また、被害申告があり、事実が確認出来た場合には、適時適切な措置を講じます。